

# 伊方町立三崎中学校運動部活動に係る活動方針

伊方町立三崎中学校

## 1 はじめに

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3月スポーツ庁)、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」(H30.6月愛媛県教育委員会)並びに「運動部活動での指導ガイドライン」(H30.7月伊方町教育委員会)に基づき本活動方針を定める。

## 2 適切な運営のための体制整備

本来教育課程外の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであるが、学校教育の一環として行われる活動であるため、生徒数や地域の実態から、バレーボール部と卓球部の活動とし、基本的に全校生徒の参加で行うものとする。顧問の負担が過重にならないように、副顧問と協力して指導に当たる。また、状況に応じて保護者や地域の協力を得るなどして、より効果的な運営を行う。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

運動部活動の実施に当たっては、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」、県教育委員会「運動部活動運営ガイド―改訂版―」等を参考に生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、今後中央競技団体等で作成されるであろう合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引き等を参考に、短時間で効果が得られる指導を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

- (1) 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とすることを原則とし、大会等で活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中も学期中の休養日の設定に準じるが、生徒や教職員が部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間を平日は2時間程度、休業日は3時間程度を基本とし、過度な練習によるスポーツ障害・外傷のリスクを減らし、トレーニング効果を得るために休養を適切に取らせるようにする。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

硬式野球等、本校にないスポーツを希望する生徒については、新たに部を設置するのではなく、休業日に大会や練習試合が計画されていない場合には、部活動よりも優先させ参加させるようにするなどして対応する。また、大会の出場に関しては近隣校と合同チームを組む等、臨機応変に対処する。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

参加する大会については、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して調整する。